第3回当別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年8月25日(火)午後4時00分から午後4時15分
- 2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室
- 3 出席委員(16人)

会長 16番 秋 吉 稔 之

会長職務代理者 1番青山眞士

- 2 番 菊 田 実
- 3番湯浅浩道
- 4番且見英和
- 5番狩野菊恵
- 6番森本茂
- 7番山田裕一
- 8番髙野秀則
- 9番佐々木章史
- 10番 岸 本 辰 彦
- 11番 泉 和 浩
- 12番 佐々木 靖
- 13番 古 熊 健 一
- 14番 目 黒 一 雄
- 15番 石 田 秀 人
- 4 欠席委員(0人)
- 5 農業委員会事務局職員

事務局長 髙松悟志

事務局次長 土 井 大 輔

事務局主幹 浦 島 卓

- 6 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立 状況の確認について
 - 日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による

買入協議の要請について

日程第9 議案第6号 土地の現況証明願いの決定について

7	会議の概要	Ę
÷¥	E	

7 会議の概要		
議長	只今の出席委員16名、定足数に達していますので、第3回当別町	
	農業委員会総会を開会します。	
	議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に	
	入ります。	
議長	日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会	
	議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくこと	
	で、ご異議ありませんか。	
	(「異議なし」の声あり)	
議長	異議なしの声がありましたので、3番 湯浅委員、4番 且見委	
	員を指名します。	
議長	日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間と	
	することで、ご異議ありませんか。	
	の声あり)	
詳 目	田業なりと図め、人畑は十口1口間と油点しましょ	
議長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。	
議長	日程第3、諸般の報告について、事務局より報告をお願いします。	
事務局	 前回の総会終了後の会務報告を行います。	
争伤问	8月7日、石狩地方農業委員会連合会臨時総会が札幌市で開催さ	
	10万7日、石州地方展案安員云建日云臨時総会が代帳間で開催され、会長と事務局長が出席しております。臨時総会において、地方連	
	40、 会及と事務局及が出席しておりより。 臨時心会において、地方達 の会長が石狩市から北広島市へ、副会長が当別町から新篠津村の農業	
	の会長が行が行がられば島市・く前会長が当が明がら和保律性の展集 委員会会長へと変更になっております。	
	8月21日、当別・レクサンド都市交流協会の幹事会が町内で開催	
	され、会長が出席しております。	
 議長	日程第4、議案第1号 「農地法第18条第6項の規定による合意	
1132 123	解約通知の成立状況の確認について」を議題とします。	
	事務局より説明をお願いします。	
事務局	議案第1号 「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の	
	成立状況の確認について」ご説明します。今回、通知がありましたの	
	は、番号1番から7番までの7件です。7件すべてについて、農地法	
	第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借の解約が成	
	立しているものと考えます。	
議長	説明が終わりましたので質疑に入りますが、番号7番は、農業委員	
	会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限があります	
	ので、番号1番から6番までの質疑を求めます。	

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、番号1番から6番について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、番号1番から6番については、原案のとおり承認 することに決定しました。

休憩します。

休憩 (森本委員退席)

議長

再開します。

次に、番号7番について、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、番号7番について、原案のとおり承認することに 決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、番号7番については、原案のとおり承認すること に決定しました。

休憩します。

休憩(森本委員復席)

議長

再開します。

日程第5、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。今回、申請がありましたのは、番号1番の1件です。番号1番の譲受人は当該地を譲り受け、経営規模を拡大しようとするものであります。

お手元に配布しております議案第2号資料「農地法第3条調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

議長

説明が終わりましたので質疑に入りますが、番号1番は、農業委員

会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限があります ので、休憩します。

休憩(目黒委員退席)

議長

再開します。

番号1番について、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、番号1番について、原案のとおり許可することに 決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、番号1番については、原案のとおり許可すること に決定しました。

休憩します。

休憩(目黒委員復席)

議長

再開します。

日程第6、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明 します。今回、申請がありましたのは、番号1番の1件です。番号1 番の申請人は、住宅の合併浄化槽を隣接する申請地に設置するため、 農地転用の許可を得ようとするものです。

許可の基準となる農地区分ですが、申請地は農業振興地域の農用地区域内の農地ですが、現在、除外の手続きを行っており、除外後の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、農地法施行規則第35条 第5号に規定される不許可の例外に該当するものと考えます。

なお、今回の案件については、転用面積が3,000㎡未満である ため、北海道農業会議の意見聴取は不要であり、農地転用審査特別委 員会での審議も省略しております。

議長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、議案第3号について、原案のとおり許可すること に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定 しました。

議長

日程第7、議案第4号 「農用地利用集積計画の決定について」を 議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地 利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会 の決定を求められているものです。

今回の計画案は、賃貸借の利用権を設定するものが、7件128, 156㎡となっています。

これら7件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規 定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に 定められた要件を全て満たすものと考えます。

議長

休憩します。

休憩

議長

再開します。

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、議案第4号について、原案のとおり決定してよろ しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定しました。

議長

日程第8、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の 規定による買入協議の要請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による

買入協議の要請について」ご説明します。

今回、斡旋の申出がありましたのは、番号1番から3番までの3件です。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転のため斡旋を受けたい旨の申出があり、利用調整した結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、当別町に対し北海道農業公社への買入協議を行うよう要請してよろしいか、その可否について決定を求めるものです。

議長

説明が終わりましたので質疑に入りますが、番号3番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限がありますので、番号1番から2番までの質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、番号1番から2番について、原案のとおり要請することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、番号1番から2番については、原案のとおり要請することに決定しました。

休憩します。

休憩(森本委員退席)

議長

再開します。

次に、番号3番について、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、番号3番について、原案のとおり要請することに 決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、番号3番については、原案のとおり要請すること に決定しました。

休憩します。

休憩(森本委員復席)

議長

再開します。

日程第9、議案第6号「土地の現況証明願いの決定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号「土地の現況証明願いの決定について」ご説明します。 今回、願出がありましたのは、番号1番から2番までの2件です。 番号1番は石田委員、森本委員、山田委員、番号2番は古熊委員、 菊田委員、髙野委員と事務局により、現地調査を行いました。

土地の現況は、長年耕作されておらず、再生利用が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。

申請地の位置図及び現況写真につきましては、議案第6号資料をご 高覧ください。

議長

説明が終わりましたので質疑に入りますが、番号2番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限がありますので、番号1番の質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定してよろし いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、番号1番については、原案のとおり決定しました。 休憩します。

休憩(佐々木靖委員退席)

議長

再開します。

次に、番号2番について、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定してよろし いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、番号2番については、原案のとおり決定しました。 休憩します。

	休憩(佐々木靖委員復席)
議長	再開します。 以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第3回当別町農業委員会総会を閉会します。